a. 投稿規程

新	旧
１．論文誌／英文誌への投稿 （２）投稿の条件 前記の論文種別で投稿される論文等（以下「投稿論文等」）は以下に示す条件を満たしていることが必須であり，これらの条件を満たしていない場合は返戻とする．特に，以下の①から③を満たさない場合は二重投稿と判断される場合があり，投稿者の倫理観が問われることになるので，十分に確認をして投稿を行う．なお，英訳論文（Translation） については，日本教育工学会論文誌に和文で掲載された時に下記条件を満たしていることを条件とする． **① 新規の論文発表であること** 投稿論文等の内容が，国内，国外の学会誌，機関誌（大学紀要を含む）,書籍，国際会議の口頭発表論文（Proceedings 論文）が会議後にさらに査読されて発行される論文誌，商業誌等に掲載済みでないこと，掲載予定でないこと，あるいは，上記に投稿中でなく， 投稿予定でもないこと．（投稿の条件１） **② または，関連する既発表の論文等を発展させたものであること** 内容の一部が既発表ではあるが，それを深く解析または実験して，新たな知見等をまとめたものなど，投稿論文等の内容に関連する内容が，同一著者あるいは他者によって既に掲載されている場合や掲載予定の場合（例えば，寄書，あるいは本学会のショートレターとして掲載されたもの，あるいは掲載予定のもの）は，その内容を一層充実させて，論文，教育システム開発論文，教育実践研究論文，あるいは資料としての条件を満たすように記述することで，当該の種別の論文等として投稿できる．この場合は，参考文献に示して，既発表の論文等との関係と違いを明確に説明してあること．（投稿の条件２） **③ または，学会の研究会や大会の発表原稿等を翻訳・加筆した形で論文等にまとめたものであること** 上記の①既発表の論文等と②関連する既発表論文等に該当しない場合で，以下の形式で投稿内容の	１．論文誌／英文誌への投稿 （２）投稿の条件 前記の論文種別で投稿される論文等（以下「投稿論文等」）は以下に示す条件を満たしていることが必須であり，これらの条件を満たしていない場合は返戻とする．特に，以下の①から③を満たさない場合は二重投稿と判断される場合があり，投稿者の倫理観が問われることになるので，十分に確認をして投稿を行う．なお，英訳論文（Translation） については，日本教育工学会論文誌に和文で掲載された時に下記条件を満たしていることを条件とする． **① 新規の論文発表であること** 投稿論文等の内容が，国内，国外の学会誌，機関誌（大学紀要を含む）,書籍，国際会議の口頭発表論文（Proceedings 論文）が会議後にさらに査読されて発行される論文誌，商業誌等に掲載済みでないこと，掲載予定でないこと，あるいは，上記に投稿中でなく， 投稿予定でもないこと．（投稿の条件１） **② または，関連する既発表の論文等を発展させたものであること** 内容の一部が既発表ではあるが，それを深く解析または実験して，新たな知見等をまとめたものなど，投稿論文等の内容に関連する内容が，同一著者あるいは他者によって既に掲載されている場合や掲載予定の場合（例えば，寄書，あるいは本学会のショートレターとして掲載されたもの，あるいは掲載予定のもの）は，その内容を一層充実させて，論文，教育システム開発論文，教育実践研究論文，あるいは資料としての条件を満たすように記述することで，当該の種別の論文等として投稿できる．この場合は，参考文献に示して，既発表の論文等との関係と違いを明確に説明してあること．（投稿の条件２） **③ または，学会の研究会や大会の発表原稿等を翻訳・加筆した形で論文等にまとめたものであること** 上記の①既発表の論文等と②関連する既発表論文等に該当しない場合で，以下の形式で投稿内容の

一部あるいは全部が公表され，それらを翻訳・加筆した形で投稿する場合は，例外として二重投稿にはあたらないが，関係を明らかにするために，その旨を本文中の参考文献一覧に示すとともに，その関係を付記として示すこと． なお，投稿論文等に関連する(a)から(f)の複数の発 表をまとめた場合は，そのうち主要なものだけを取り上げて本文中の参考文献一覧とは別に付記すること． （投稿の条件３） (a) 本会や他学会の研究会，大会等の学術講演，国際会議等において配布される論文集（講演論文，研究報告，技術報告，Proceedings 論文など）等 (b) 上記(a)に関連するプレプリントサーバ (c) 科学研究費補助金の報告書等 (d) 大学の学士論文・修士論文・博士論文等 (e) 特許公開/公告公報等 (f) 新聞記事等	一部あるいは全部が公表され，それらを翻訳・加筆した形で投稿する場合は，例外として二重投稿にはあたらないが，関係を明らかにするために，その旨を本文中の参考文献一覧に示すとともに，その関係を付記として示すこと． なお，投稿論文等に関連する(a)から(f)の複数の発 表をまとめた場合は，そのうち主要なものだけを取り上げて本文中の参考文献一覧とは別に付記すること． （投稿の条件３） (a) 本会や他学会の研究会，大会等の学術講演，国際会議等において配布される論文集（講演論文，研究報告，技術報告，Proceedings 論文など）等 (b) 上記(a)に関連するプレプリントサーバ (c) 科学研究費補助金の報告書等 (d) 大学の学士論文・修士論文・博士論文等 (e) 特許公開/公告公報等 (f) 新聞記事等
④ **著作権や人権を侵害していないこと** 投稿論文等の内容と記述が，他者の著作権や研究に関わる者の人権を侵害せず，後述の第３項に示す「科学者の行動規範」に反しないよう，十分に配慮されていること．（投稿の条件４）	④ **著作権や人権を侵害していないこと** 投稿論文等の内容と記述が，他者の著作権や研究に関わる者の人権を侵害せず，後述の第３項に示す「科学者の行動規範」に反しないよう，十分に配慮されていること．（投稿の条件４）
⑤ **「科学者の行動規範」を遵守して研究を実施していること** 上記④に加え，研究倫理規範に抵触していないことを明確に示すため，研究対象者（未成年者の場合はその保護者等，障がい者の場合であってその障がいの性質により判断能力が不十分と考えられる者の場合は保護者または成年後見人等を含む）や研究対象組織の研究協力に対する同意手続きを示すこと．また，研究実施において経費や研究対象となる教育実践・現場等の便宜を受けたことによる利益相反がある場合，あるいは利益相反のおそれがある場合には，その旨を明記すること． （投稿の条件５） なお，投稿者または共著者の所属組織の研究倫理審査を受けて研究を実施している場合は，その旨を明記すること．ただし，所属組織の研究倫理審査を受けて承認を得ることは，必ずしも投稿の条件ではない．	
⑥ **了解性が担保されていること**	⑤ **了解性が担保されていること**

投稿論文等が，少なくとも，同じ分野の会員が十分理解できるように記述されていること．また，日本語と英語の表現について，他者による試読を経て，読解に問題がない文章となっていること．（投稿の条件6） ⑦ **投稿責任者が本学会会員であること** 投稿責任者は，本学会会員であること．ここで，「投稿責任者」とは著者の一人で，投稿手続きをし，受理された後に編集委員会が査読審査結果を連絡する者，論文査読の過程で責任をもつ者で，筆頭著者以外の者でもよい．（投稿の条件7） ⑧ **ショートレターの場合の筆頭著者について** ショートレターの場合に限り，筆頭著者（ファースト・オーサー）が本学会の会員であり，年1編の投稿であること．ただし，共著者として複数投稿があっても差し支えない．（投稿の条件8） ⑨ **執筆の手引を遵守していること** 本学会が示している「執筆の手引」に沿って投稿論文等が執筆されていること．（投稿の条件9） ⑩ **過去の投稿論文等を再投稿する場合は，それが再投稿であることを報告するとともに，査読結果を踏まえて十分な修正がなされていること．** 過去に日本教育工学会論文誌に投稿していた論文等が返戻の判断となった場合，照会期間中に修正論文を提出しなかった場合，または投稿していた論文等を取り下げた場合において，その主要な内容を含む論文等を再投稿する場合には，それが過去の投稿論文等の再投稿であることを編集委員会に報告するとともに，それまでに指摘された返戻理由あるいは採録の条件に対して対応する本質的な修正が，再投稿する論文等になされていること．また，そのことを丁寧に説明する回答書（修正対応表を含む）を必ず提出すること．（投稿の条件10） なお，ITEL に投稿される論文等（英訳論文（Translation）を除く）の投稿の条件については，ITEL の投稿規程に別に定める．	投稿論文等が，少なくとも，同じ分野の会員が十分理解できるように記述されていること．また，日本語と英語の表現について，他者による試読を経て，読解に問題がない文章となっていること．（投稿の条件5） ⑥ **投稿責任者が本学会会員であること** 投稿責任者は，本学会会員であること．ここで，「投稿責任者」とは著者の一人で，投稿手続きをし，受理された後に編集委員会が査読審査結果を連絡する者，論文査読の過程で責任をもつ者で，筆頭著者以外の者でもよい．（投稿の条件6） ⑦ **ショートレターの場合の筆頭著者について** ショートレターの場合に限り，筆頭著者（ファースト・オーサー）が本学会の会員であり，年1編の投稿であること．ただし，共著者として複数投稿があっても差し支えない．（投稿の条件7） ⑧ **執筆の手引を遵守していること** 本学会が示している「執筆の手引」に沿って投稿論文等が執筆されていること．（投稿の条件8） なお，ITEL に投稿される論文等（英訳論文（Translation）を除く）の投稿の条件については，ITEL の投稿規程に別に定める．

b. 執筆の手引

新	旧
3.5. 本文 次のように書くことが望ましい． 1. **はじめに（序論）** 研究の背景，関連する先行研究，研究を始めた動機，研究の目的を説明する．また，論文等の要約と得られた成果を簡潔に説明する．『投稿規程』1(2)2.の条件である関連既発表論文等があって，その内容をもとに発展させた論文等を新規に投稿する場合は，もとの論文等を参考文献として明記し，文章中に関連を明記すること．ただし，その発表内容の一部または全部（翻訳を含む）が投稿論文となっている場合（『投稿規程』1(2)3.の条件にあたる場合）は，付記に記す形で差し支えない． 2. **方法（本論）** 「はじめに（序論）」で記述した研究の目的を達成するために，著者が用いた研究の方法を記述する．第三者が同様の手続きで研究できるよう，実験・調査・実践等の対象者，期間，手順，データの分析方法等を含める． また，研究対象者の研究協力に対する同意の手続き，及び研究倫理審査を受けた場合はその旨と承認番号をここに示す（査読用原稿では，組織名と承認番号を隠した状態にする）．ただし，本文の内容に応じて適切な箇所に当該情報が記述されていると判断される様態であれば，必ずしも「方法」に記さなければならないわけではない． 3. **結果，考察等（本論）** 得られた結果とその考察については，目的に関係する内容を記述する．必要に応じて，図表・写真を載せてかまわない． 4. **まとめ（結論）** 研究の目的，方法，結果，考察を総合的にまとめ，導出された知見を簡潔に記す．加えて，研究の限界，残された課題，今後の展望等を説明する． 5. **注** 注はできる限り使わないようにする．どうし	**3.5. 本文** 次のように書くことが望ましい． 1. **はじめに（序論）** 研究の背景，関連する先行研究，研究を始めた動機，研究の目的を説明する．また，論文等の要約と得られた成果を簡潔に説明する．『投稿規程』1(2)2.の条件である関連既発表論文等があって，その内容をもとに発展させた論文等を新規に投稿する場合は，もとの論文等を参考文献として明記し，文章中に関連を明記すること．ただし，その発表内容の一部または全部（翻訳を含む）が投稿論文となっている場合（『投稿規程』1(2)3.の条件にあたる場合）は，付記に記す形で差し支えない． 2. **方法（本論）** 「はじめに（序論）」で記述した研究の目的を達成するために，著者が用いた研究の方法を記述する．第三者が同様の手続きで研究できるよう，実験・調査・実践等の対象者，期間，手順，データの分析方法等を含める． 3. **結果，考察等（本論）** 得られた結果とその考察については，目的に関係する内容を記述する．必要に応じて，図表・写真を載せてかまわない． 4. **まとめ（結論）** 研究の目的，方法，結果，考察を総合的にまとめ，導出された知見を簡潔に記す．加えて，研究の限界，残された課題，今後の展望等を説明する． 5. **注** 注はできる限り使わないようにする．どうし

ても必要な場合は，本文中の該当箇所の右肩に [1]，[2] のように示した上で，付記の前に一括して説明を加える．	ても必要な場合は，本文中の該当箇所の右肩に [1]，[2] のように示した上で，付記の前に一括して説明を加える．
6. **付記** 『投稿規程』1(2)3.の条件に関する投稿で，(a)から(f)で発表したものを翻訳・加筆して投稿する場合は，まとめ（結論）の後に，以下の例を参考にして付記し，その文献を参考文献リストに加える． 「本論文は，堀田・小柳（2023）で発表した研究を発展させて，その成果をまとめたものである．」 「本論文は，HORITA and OYANAGI (2023) の一部を翻訳し，さらにその内容を発展させたものである．」 利益相反（研究資金や人材の供与を受ける等，外部との経済的な利益関係等によって，研究の結果・考察・結論を導く過程で公正かつ適正な判断が損なわれると考えられる状況）がある，または利益相反のおそれがある場合は，その関連する情報を明記すること．ただし，本文の内容に応じて適切な箇所に当該情報が記述されていると判断される様態であれば，必ずしも「付記」に記さなければならないわけではない．	6. **付記** 『投稿規程』1(2)3.の条件に関する投稿で，(a)から(f)で発表したものを翻訳・加筆して投稿する場合は，まとめ（結論）の後に，以下の例を参考にして付記し，その文献を参考文献リストに加える． 「本論文は，堀田・小柳（2023）で発表した研究を発展させて，その成果をまとめたものである．」 「本論文は，HORITA and OYANAGI (2023) の一部を翻訳し，さらにその内容を発展させたものである．」
なお，査読用原稿では，付記と付記に列挙した参考文献の部分を削除すること．	査読用原稿は，付記と付記に列挙した参考文献の部分を除くこと．
7. **謝辞** 謝辞には当該研究に対して助言や協力を受けた者を記す．研究実施にあたって受けた公的研究資金（科学研究費補助金）や，利益相反のおそれのない外部資金に関する情報と謝辞はここに記す． なお，査読用原稿では，謝辞の部分は削除すること．	7. **謝辞** 謝辞には当該研究に対して助言や協力を受けた者を記す．なお，謝辞の部分を除いたものを査読用原稿として作成すること．この査読用原稿が査読者に送られる．
8. **参考文献** 参考文献リストは，論文の最後に著者の苗字のアルファベット順で一括して記載する．参考文献リストは，和文誌・英文誌で分けない．本文中で引用あるいは参照している文献のみをここに挙げること．	8. **参考文献** 参考文献リストは，論文の最後に著者の苗字のアルファベット順で一括して記載する．参考文献リストは，和文誌・英文誌で分けない．本文中で引用あるいは参照している文献のみをここに挙げること．
9. **付録**	9. **付録**

原則として，論文に必要な情報は本文中に示すこととし，付録は認めない．どうしてもやむを得ず付録を付す必要がある場合は，Summary の後に記載する．ただし，電子付録は認めない．	原則として，論文に必要な情報は本文中に示すこととし，付録は認めない．どうしてもやむを得ず付録を付す必要がある場合は，Summary の後に記載する．ただし，電子付録は認めない．
3.8. 参考文献 本文中での参考文献の引用は，次のようにする． (例) 著者が 1 名の場合 堀田（2023）によると…. HORITA (2023) では…. …と述べられている（堀田 2023）． …と述べられている（HORITA 2023）． (例) 著者が 2 名の場合 堀田・小柳（2023）によると…. HORITA and OYANAGI (2023) によると…. …と述べられている（堀田・小柳 2023）． …と述べられている（HORITA and OYANAGI 2023）． （例）著者が 3 名以上の場合 堀田ほか（2023）によると…. HORITA *et al.* (2023) によると…. …と述べられている（堀田ほか 2023）． …と述べられている（HORITA *et al.* 2023）． （例）翻訳書の場合 「著者が原著ではなく，翻訳書を読んだことがわかるようにする」(p.856)と述べられている（REIGELUTH *et al.* 2017 鈴木監訳 2020）．	**3.8. 参考文献** 本文中での参考文献の引用は，次のようにする． (例) 著者が 1 名の場合 堀田（2023）によると…. HORITA (2023) では…. …と述べられている（堀田 2023）． …と述べられている（HORITA 2023）． (例) 著者が 2 名の場合 堀田・小柳（2023）によると…. HORITA and OYANAGI (2023) によると…. …と述べられている（堀田・小柳 2023）． …と述べられている（HORITA and OYANAGI 2023）． （例）著者が 3 名以上の場合 堀田ほか（2023）によると…. HORITA *et al.* (2023) によると…. …と述べられている（堀田ほか 2023）． …と述べられている（HORITA *et al.* 2023）．
3.9. 参考文献のリスト方法 （中略） **(3)書誌情報** （中略） ● **翻訳書の場合**，原著の著者名，発行年，書名，発行所の後に，翻訳書の書誌情報を括弧でくくって記述する．1 章だけの場合は，その章の情報だけを示す．ページ番号は“pp.”で示す．編者は，1 人の場合は“(Ed.)”，複数名の場合は“(Eds.)”と示す． • REIGELUTH, C. M., BEATTY, B. J., and MYERS, R. D. (Eds.) (2017) *Instructional-design theories and models, Vol. IV: The learner-centered paradigm of education.* Routledge.（ライゲルース，C. M.，ビーテ	**3.9. 参考文献のリスト方法** （中略） **(3)書誌情報** （中略） ● **翻訳書の場合**，原著の著者名，発行年，書名，発行所の後に，翻訳書の書誌情報を括弧でくくって記述する．1 章だけの場合は，その章の情報だけを示す．ページ番号は“pp.”で示す．編者は，1 人の場合は“(Ed.)”，複数名の場合は“(Eds.)”と示す． • REIGELUTH, C. M., BEATTY, B. J., and MYERS, R. D. (Eds.) (2017) *Instructional-design theories and models, Vol. IV: The learner-centered paradigm of education.* Routledge.（ライゲルース，C. M.，ビーテ

ィ，B. J., マイヤーズ, R. D.（編著）鈴木克明（監訳）(2020）学習者中心の教育を実現する インストラクショナルデザイン理論とモデル．北大路書房） • REIGELUTH, C. M., MYERS, R. D., and LEE, D. (2017) The learner-centered paradigm of education. In C. M. Reigeluth, B. J. Beatty, and R. D. Myers (Eds.) *Instructional-design theories and models, Vol. IV: The learner-centered paradigm of education*. Routledge, pp.5-32（ライゲルース, C. M.，マイヤーズ, R. D.，リー, D.（著）大西弘高（訳）(2020）学習者中心の教育パラダイム．ライゲルース，C. M.，ビーティ，B. J., マイヤーズ, R. D.（編著）鈴木克明（監訳）学習者中心の教育を実現する インストラクショナルデザイン理論とモデル．北大路書房，pp.4-30）	ィ，B. J., マイヤーズ, R. D.（編著）鈴木克明（監訳）(2020）学習者中心の教育を実現する インストラクショナルデザイン理論とモデル．北大路書房） • REIGELUTH, C. M., MYERS, R. D., and Lee, D. (2017) The learner-centered paradigm of education. In C. M. Reigeluth, B. J. Beatty, and R. D. Myers (Eds.) *Instructional-design theories and models, Vol. IV: The learner-centered paradigm of education*. Routledge, pp.5-32（大西弘高（訳）(2020）学習者中心の教育パラダイム．ライゲルース，C. M.，ビーティ，B. J., マイヤーズ, R. D.（編著）鈴木克明（監訳）学習者中心の教育を実現する インストラクショナルデザイン理論とモデル．北大路書房，pp.4-30）
● なお，査読用原稿では，**著者が書いた別の文献を参照することによって，著者の名前が明らかになるような場合**は，以下のように著者名を隠した状態にする．オリジナル原稿にはこの措置は施さない． • 本文中に示された著者の文献は“著者（出版済)”あるいは“(著者 出版済)”と示す（この場合，「著者」には実際の著者の姓ではなく，“著者”の漢字２文字を記す）．複数ある場合は，“著者ら（出版済 a)”あるいは“(著者ら出版済 b)”等として示す（上記の，同一著者が同一年に発表した複数の文献を参照する場合と同様）．なお，参照している文献が英語や他の言語の文献であっても日本語で記すこと． • 参考文献リストに示されている上記の著者の文献情報はすべて削除し，当該文献情報がもともと存在した行は詰める（空行にしない）．その上で，参考文献リストの末尾に，“著者（出版済）”等と記載する．複数の文献がある	● なお，査読用原稿において，**本文中に著者が書いた別の文献を参照することによって，著者の名前が明らかになるような場合**は，以下のように著者名を隠した状態にした査読用原稿を準備する．オリジナル原稿にはこの措置は施さない． • 本文中に示された著者の文献は“著者（出版済)”あるいは“(著者 出版済)”と示す（この場合，「著者」には実際の著者の姓ではなく，“著者”の漢字２文字を記す）．複数ある場合は，“著者ら（出版済 a)”あるいは“(著者ら出版済 b)”等として示す（上記の，同一著者が同一年に発表した複数の文献を参照する場合と同様）．なお，参照している文献が英語や他の言語の文献であっても日本語で記すこと． • 参考文献リストに示されている上記の著者の文献情報はすべて削除し，当該文献情報がもともと存在した行は詰める（空行にしない）．その上で，参考文献リストの末尾に，“著者（出版済）”等と記載する．複数の文献がある

場合は，上記と同様に a, b…等を付して，複数あることや対応関係が分かるようにする．	場合は，上記と同様に a, b…等を付して，複数あることや対応関係が分かるようにする．
3.12. 著作権，他者の人権等への配慮 著作権については，『日本教育工学会編集委員会著作権規程』を読み，その内容を十分理解した上で執筆する．他者の人権等については，『投稿規程』を読み，その内容を十分理解した上で執筆する． 特に以下の点については，十分配慮した上で執筆する． 1. 原稿執筆に際しては，他者の著作権や，研究に関わる個人・集団（研究対象となった個人・集団や研究に関連のある個人・集団）のプライバシーや名誉に関する十分な配慮のもとに行う．特に，研究対象者を特定できる，または具体的に分かる記述や図や写真等に研究協力者等を同定できる表現がある原稿は，『投稿規程』１.(２)に基づき，原則として認めない． 2. 研究対象者から研究協力に対する同意を得た手続きを，具体的に説明する．なお，所属組織の研究倫理審査を受けて承認を得ている場合には，その旨を承認番号と共に示すこと． 3. 公刊あるいは公表された第三者著作物に掲載されている図表を転載して利用する場合には，公正な引用の慣行に従っているかを確認し，必要に応じて原著作権者から転載の許可をあらかじめ得ること．第三者著作物に掲載されている図表等の表現を軽微に修正して利用することは，同一性保持権の侵害にあたり，認められない．なお，第三者著作物の利用にあたっては，文化庁が提供している情報を確認すること． 4. 研究対象者の思想又は感情を創作的に表現したものであって，文芸，学術，美術又は音楽の範囲に属するものは，研究対象者の著作物（あるいは，ワークシート等の著者の著作物に対して研究対象者が思想または感情を表現した二次的著作物）にあたる．それを図版等として用いる場合は，研究倫理審査とは別に，研究対象者（未成年者の場合はその保護者等，障がい者の場合であってその障がいの性質により判断能力が不十分と考えられる者	**3.12. 著作権，他者の人権等への配慮** 著作権については，『日本教育工学会編集委員会著作権規程』を読み，その内容を十分理解した上で執筆する．他者の人権等については，『投稿規程』を読み，その内容を十分理解した上で執筆する． 特に以下の点については，十分配慮した上で執筆する． 1. 原稿執筆に際しては，他者の著作権や，研究に関わる個人・集団（研究対象となった個人・集団や研究に関連のある個人・集団）のプライバシーや名誉に関する十分な配慮のもとに行う．特に，研究対象者を特定できる，または具体的に分かる記述や図や写真等に研究協力者等を同定できる表現がある原稿は，『投稿規程』１.(２)に基づき，原則として認めない．

の場合は保護者または成年後見人等を含む）からその著作物の利用について許諾を得ること． 5. 公表されている評価尺度等の全体または一部を使用する場合は，その出典を明示する．また，尺度等の作成者や著作権者から事前に許諾を得ることが求められている場合は，それに従い，許諾を得たことを本文中または注に明記する． 6. 海外で開発された評価尺度等を翻訳し，日本語として公表する場合は，原則として尺度等の作成者や著作権者から事前に許諾を得ることが望ましく，その旨を本文中または注に記述する．また，日本語に翻訳したものを，別の翻訳者が原文を見ずに元の言語に訳し，原文とその訳文の比較を行うことで訳文の精度を検証する作業を行うことが望ましい．	2. 公表されている評価尺度等の全体または一部を使用する場合は，その出典を明示する．また，尺度等の作成者や著作権者から事前に許諾を得ることが求められている場合は，それに従い，許諾を得たことを本文中または注に明記する． 3. 海外で開発された評価尺度等を翻訳し，日本語として公表する場合は，原則として尺度等の作成者や著作権者から事前に許諾を得ることが望ましく，その旨を本文中または注に記述する．また，日本語に翻訳したものを，別の翻訳者が原文を見ずに元の言語に訳し，原文とその訳文の比較を行うことで訳文の精度を検証する作業を行うことが望ましい．